

四、定期職之解僱の協会は今回に限らず  
従来の旅費年寄の外別に日給十五  
日分支給せられ度一

十月十七日朝之協会は信會幹部の面  
會をひかえらるる会を副会長外五名  
出頭の上之協会は解僱の際一には  
大正十年の解僱當時の年寄を以て最  
低となしこれ以上極力盡力する旨も先  
づかしの對し職之考は提出の要求條次  
の要領の協力を以て之を述べ去るは飽  
くは該要此條は若くは譲歩のものなる

目的の貫徹の妨げを宣し何れ組合員  
と協議の上駐一考すべしと答之退けり尚之れと  
同時に定期職之の解僱考は即時に回答  
しては差支之無しと之協会は二月九日外は五月  
一ヶ月以上は十月二ヶ月以上十五月外は旅費  
遠近の相確合し之内より十五月近び支給する  
を發表し既いん客行してあり又組合代表  
者は重役の會見を申込みたる結果同日午  
後四時半會見要求條次の回答を迫る  
るに會社は十一月當時の年寄以上は發表す  
る限りならず又解僱の通知に二三ヵ月ある  
うければ發表するは出来ぬと答へたるが